

平成31年3月8日招集

第1回若桜町議会定例会会議録

(平成31年3月12日)

若桜町議会事務局

平成31年第1回若桜町議会定例会（第2号）

招集年月日	平成31年3月12日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午後1時30分			
応招議員	1番	梶原 明	6番	小林 誠
	2番		7番	山本晴隆
	3番	青木一憲	8番	中尾理明
	4番	山根政彦	9番	前住孝行
	5番	山本安雄	10番	川上 守
不応招議員				
出席議員	1番	梶原 明	6番	小林 誠
	2番		7番	山本晴隆
	3番	青木一憲	8番	中尾理明
	4番	山根政彦	9番	前住孝行
	5番	山本安雄	10番	川上 守
欠席議員				
地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者	町 長	矢部 康樹	農林建設課長	佐々木明仁
	副 町 長	盛田 聖一	農林建設課参事	森 雄一
	総務課長	竹本 英樹	農林建設課参事	山本 伸一
	町民福祉課長	藤原 祐二	税 務 課 長	前田 弥生
	にぎわい創出課長	谷口 国彦	ふるさと創生課長	谷本 剛
	包括支援センター 所長	寺西 満	教 育 長	新川 哲也
	保健センター所長	山根 葉子	教育委員会次長	山口 由企夫
	出納室長	上川 恭子		

会議の顛末

本会議（3月12日）

議長（川上守）

ただいまの出席議員数は9人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

議案第1号 専決処分の承認について、専決第4号 平成30年度若桜町一般会計補正予算(第9号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第1号 専決処分の承認について、専決第4号 平成30年度若桜町一般会計補正予算(第9号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は承認することに決定しました。

日程第2

議案第2号 専決処分の承認について、専決第5号 平成30年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第2号 専決処分の承認について、専決第5号 平成30年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は承認することに決定しました。

日程第3

議案第14号 平成30年度若桜町一般会計補正予算(第10号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第14号 平成30年度若桜町一般会計補正予算(第10号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第15号 平成30年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第15号 平成30年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第16号 平成31年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第16号 平成30年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)を採決し

ます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第17号 平成30年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算(第7号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第17号 平成30年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算(第7号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第18号 平成30年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第18号 平成30年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第8

議案第19号 平成30年度若桜町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第19号 平成30年度若桜町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第9

議案第20号 平成30年度若桜町赤松団地造成事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第20号 平成30年度若桜町赤松団地造成事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第10

議案第21号 平成30年度若桜町財産区造林事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第21号 平成30年度若桜町財産区造林事業特別会計補正予算(第1号)を採決し

ます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり
可決されました。

日程第11

議案第22号 平成30年度若桜町索道事
業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第22号 平成30年度若桜町索道事
業特別会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり
可決されました。

日程第12

議案第34号 財産の取得について、を議題
とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第34号 財産の取得について、を採決
します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり
可決されました。

日程第13

議案第35号 鳥取県東部広域行政管理組
合規約の一部変更について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

議員(中尾理明)

はい。8番中尾。

議長(川上守)

8番、中尾理明議員。

議員(中尾理明)

本議案に関する当事者といえますか。智頭
町ですけども、議会のほうが反対する議員が
多いと聞いております。

今の今、様子が変わっているかもわかりま
せんので、今の状況を伺いたいと思います。
わからんなら、わからんでいいです。

議長(川上守)

答弁を求めます。矢部町長。

町長(矢部康樹)

大変申しわけないですけど、智頭町の今の
議会の動向はまだ、現状入っておりません。

議長(川上守)

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議員 (中尾理明)

はい、8番中尾。

議長 (川上守)

原案反対の方の発言を許します。

8番、中尾理明議員。

議員 (中尾理明)

本議案は、智頭町が東部広域行政管理組合の火葬場事業への参加について議決するものですが、私の聞いている限り、今日も智頭町の方にお話を聞きました。

現在もなお議会での合意はなされておらないと、そういうふうに思っております。

こうした中で智頭町民の立場にあって考えるならば、議決は時期尚早であり、私は反対を表明するものです。

議長 (川上守)

ほかに討論はありませんか。

議員 (前任孝行)

はい。

議長 (川上守)

原案賛成の方の発言を許します。

9番、前任孝行議員。

議員 (前任孝行)

私は、賛成の立場で討論いたします。

智頭町がどうかということもあるんですけど、そこは智頭町で判断されるというふうに思いますので、受け入れる体制といたしま

しては、賛成しておいて、後は智頭町で考えていただければというふうに思いますので、この若桜町としては、受け入れる準備はしておいてあげた方がいいかなというふうに思いますので賛成いたします。

議長 (川上守)

ほかに討論はありませんか。

(討論なし)

これをもって討論を終結します。

議案第35号 鳥取県東部広域行政管理組合規約の一部変更について、を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立をお願いします。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

これを持ちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 1時42分 散会